

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応に係る検証報告書(案)

～令和2年1月から令和5年5月まで～

令和5年●月●日
札幌市

< 目 次 >

1	目的	P 1
2	市内陽性者数の推移と対策	P 2
3	これまでの状況と対応	P 6
4	取組検証	P 40
(1)	実施体制	P 40
①	感染症対応業務に係る体制整備	P 40
②	有事における通常業務に係る体制整備	P 42
(2)	サーベイランス・情報収集	P 43
(3)	情報提供・共有	P 44
(4)	予防・まん延防止	P 46
(5)	医療	P 47
①	相談体制	P 49
②	検査体制	P 51
③	医療提供体制	P 53
ア	病床確保	P 53

イ	陽性者の把握から療養方法の判定までのプロセス	・ ・	P 55
ウ	入院調整	・ ・ ・ ・ ・	P 57
エ	入院待機ステーション	・ ・ ・ ・ ・	P 59
オ	宿泊療養	・ ・ ・ ・ ・	P 60
カ	自宅療養	・ ・ ・ ・ ・	P 61
キ	自宅療養者に対する医療提供体制	・ ・ ・ ・ ・	P 63
ク	患者搬送体制	・ ・ ・ ・ ・	P 64
ケ	その他	・ ・ ・ ・ ・	P 65
④	積極的疫学調査	・ ・ ・ ・ ・	P 65
ア	患者調査	・ ・ ・ ・ ・	P 66
イ	クラスター対策	・ ・ ・ ・ ・	P 67
⑤	繁華街対策	・ ・ ・ ・ ・	P 68
⑥	ワクチン接種体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	P 69
⑦	保健所体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	P 72
⑧	データ管理	・ ・ ・ ・ ・	P 74
⑨	情報発信	・ ・ ・ ・ ・	P 75
(6)	生活・経済の安定確保	・ ・ ・ ・ ・	P 76
5	市民アンケート結果	・ ・ ・ ・ ・	P 77
6	専門家意見	・ ・ ・ ・ ・	P 88

1 目的

札幌市は、令和2年2月14日に市内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、3年以上にわたり、感染対策や医療提供体制の整備等の取組を行ってきた。

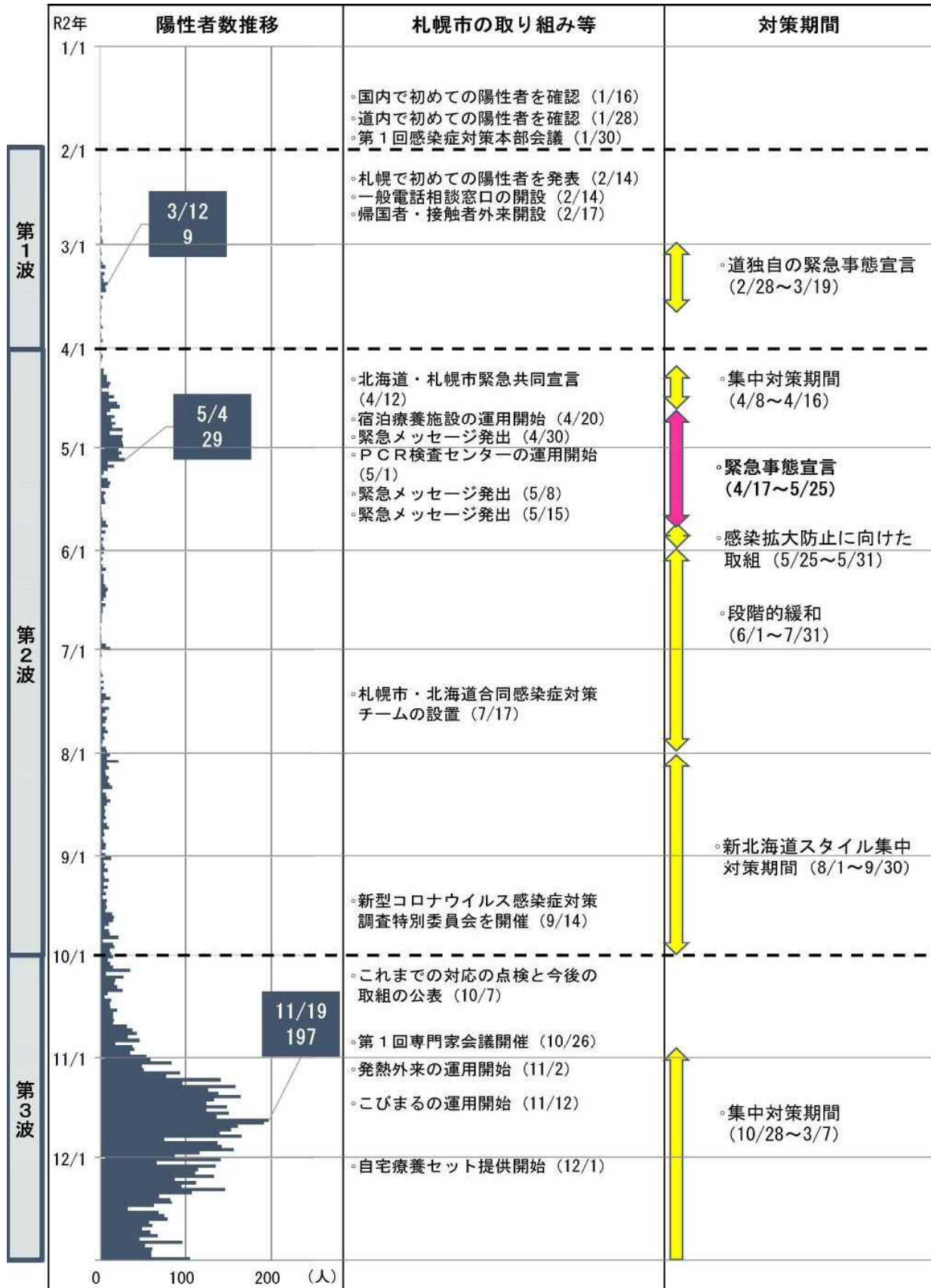
新型コロナウイルス感染症は、隔離等の措置が必要とされる、感染症法上の「2類」相当の位置付けであり、札幌市医師会をはじめとした関係団体等と連携を図りながら、流行の波やウイルスの変異の状況に応じた病床や検査体制の確保、ワクチン接種体制の充実等に努めてきたところである。

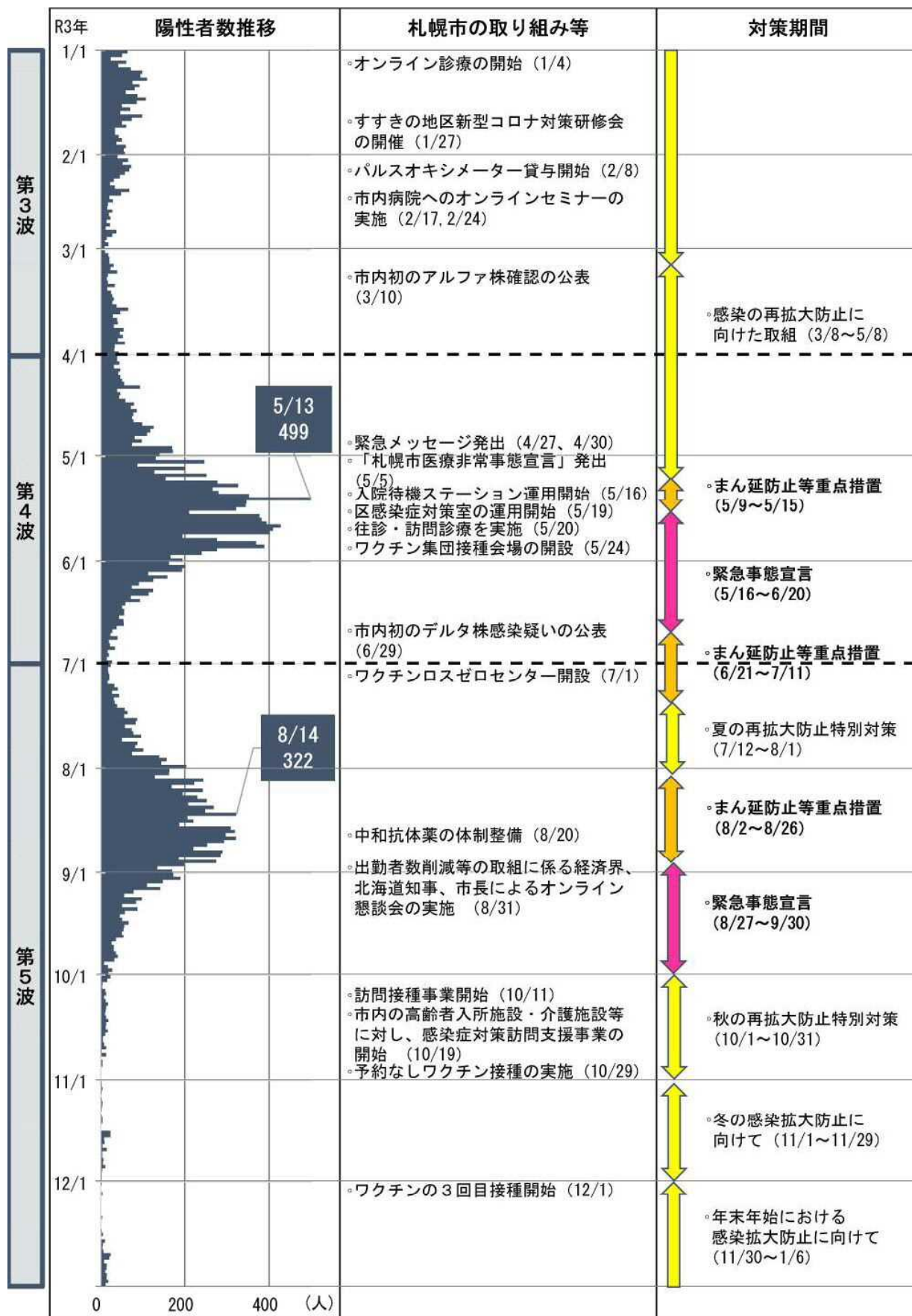
令和5年5月8日には、感染症法上の位置付けが「5類」に変更され、感染対策が個人の判断に委ねられることになり、市の対応も一つの区切りを迎えたと言える。

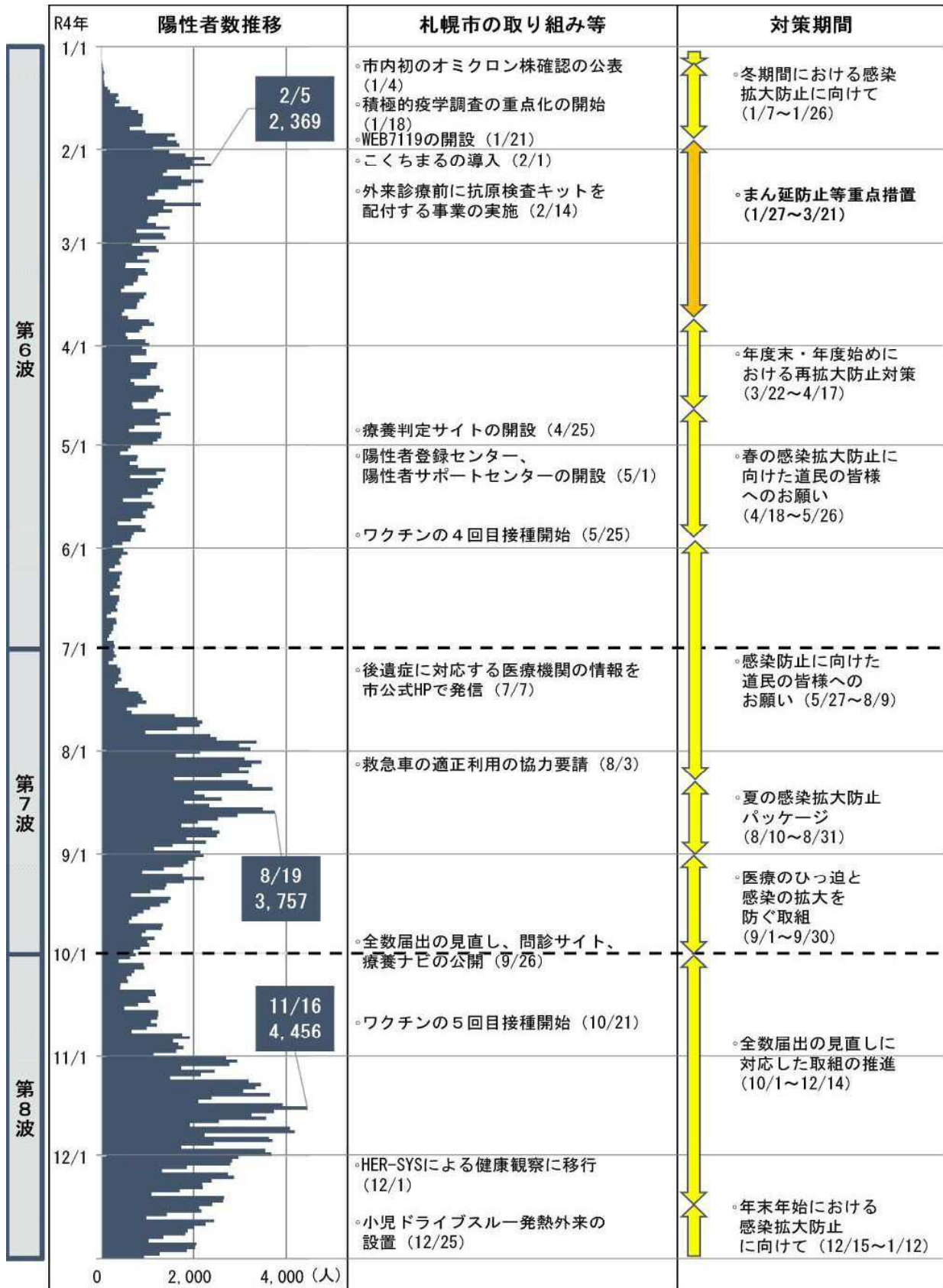
これまでの経験は、今後、起こり得る新興・再興感染症に対する備えに生かしていくことが重要である。

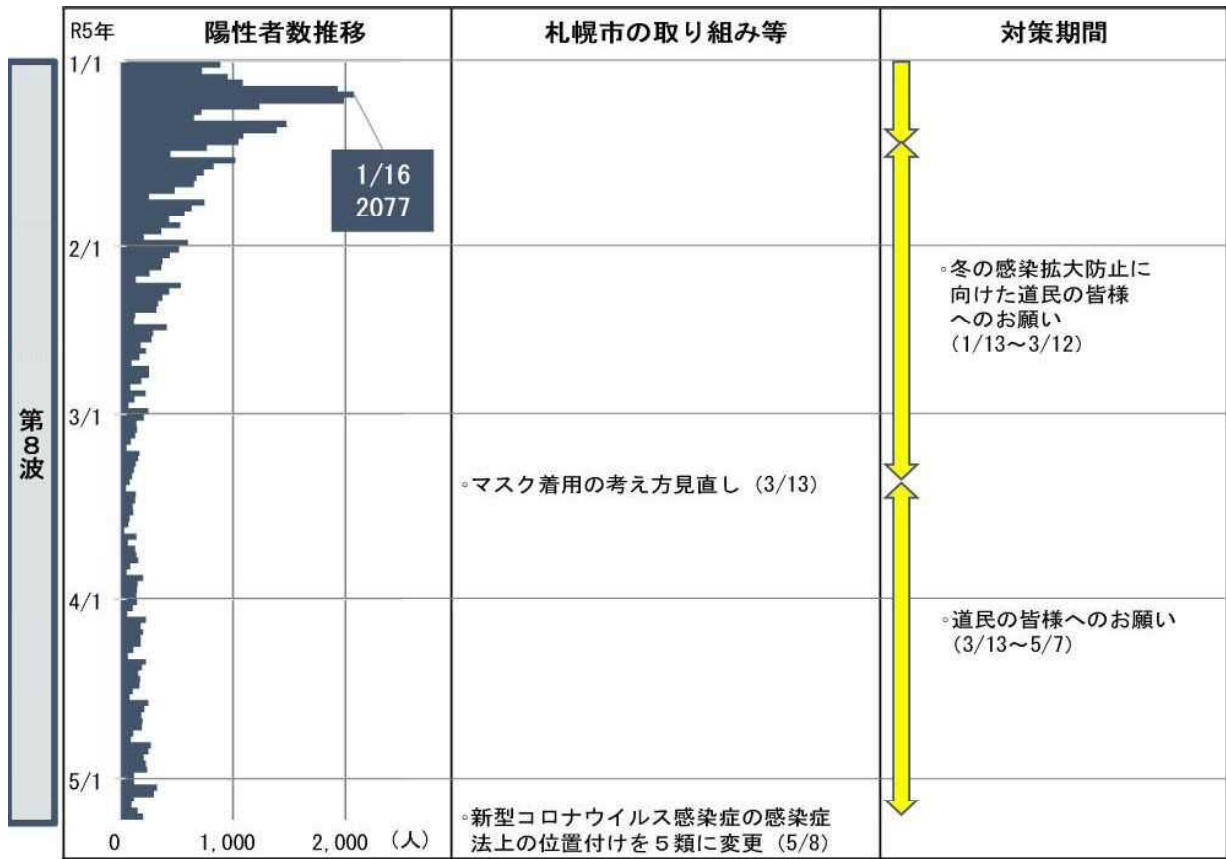
そのため、この間の取組等について、専門家の意見や市民の声も取り入れながらしっかりと振り返りを行い、将来に向けた検討を進めることを目的として本書を作成するものである。

2 市内陽性者数の推移と対策







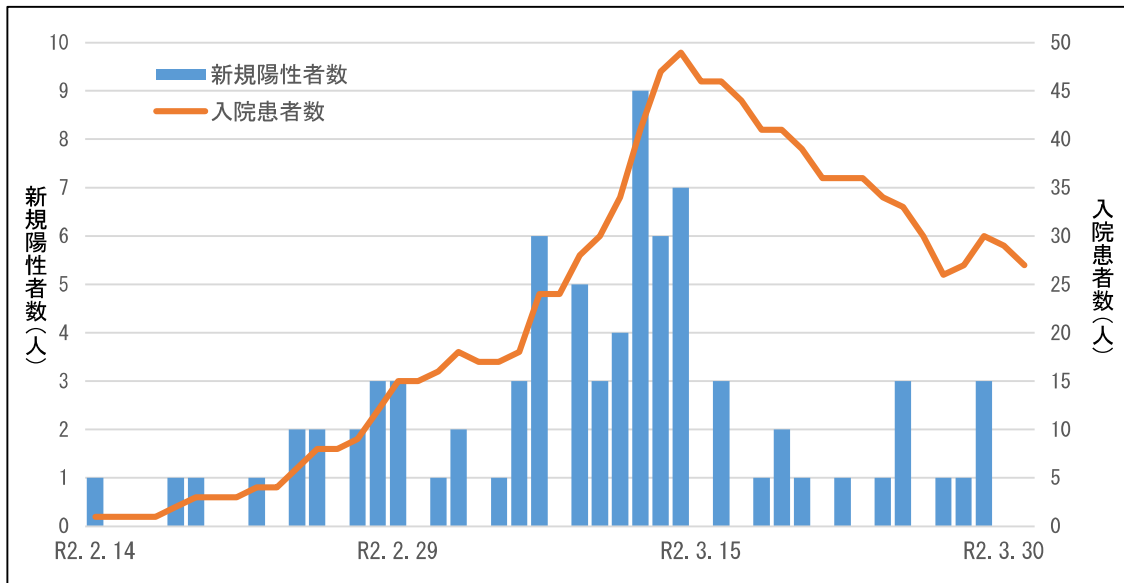


3 これまでの状況と対応

第1波（令和2年2月～3月）

(1) 市内の流行状況

- 令和2年1月28日に海外観光客の感染を確認。2月14日には札幌市で初めての陽性者を確認。その後、流行が拡大し第1波が発生。
- ライブバーで集団感染が発生し、9人の陽性者が確認されたが、3月下旬には陽性者数が減少。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
北海道独自の緊急事態宣言（2/28～3/19）	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週末の外出自粛 ○週末の外出時に下記の3点を確認 <ul style="list-style-type: none"> ①「体調は大丈夫ですか？風邪気味ではありませんか？」 ②「人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？」 ③「感染リスクを下げする方法をご存じですか？」 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市立小中学校の臨時休業 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閉館

<p>新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け道民・事業者一丸となって戦う新たなステージへ (3/20～4/7)</p>	<p>【市民】</p> <p>○外出時に下記の3点を確認</p> <p>①「体調は大丈夫ですか？風邪気味ではありませんか？」</p> <p>②「人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？」</p> <p>③「感染リスクを下げる方法をご存じですか？」</p>
--	---

(3) 市の対応

【庁内体制整備】

○保健福祉局総務部内に関連局の部課長級で構成する「感染症対策室」を設置し、全庁体制を構築。

【医療提供体制】

- 相談体制の拡充として帰国者・接触者相談センター、一般電話相談窓口を設置。
- 陽性者の発生に伴い、行動調査（感染源や流行状況の把握、濃厚接触者の特定）を開始。
- 濃厚接触者の健康観察を行い、PCR検査を実施していく積極的疫学調査を実施。

【広報・情報発信】

- 生活に不安を抱えることとなった市民や事業者向けに生活面や経済面の支援等の各種支援策を取りまとめた「生活支援ガイド」を発行。
- 市公式ホームページ、Twitter（現、X）、YouTube、地上デジタルテレビのデータ放送、ラジオ等を活用し、流行状況や流行拡大防止策の情報を発信。
- 札幌市ICT活用プラットフォームに関連データ（陽性者数、陰性確認数、死亡者数、電話相談件数等）をオープンデータとして公開。

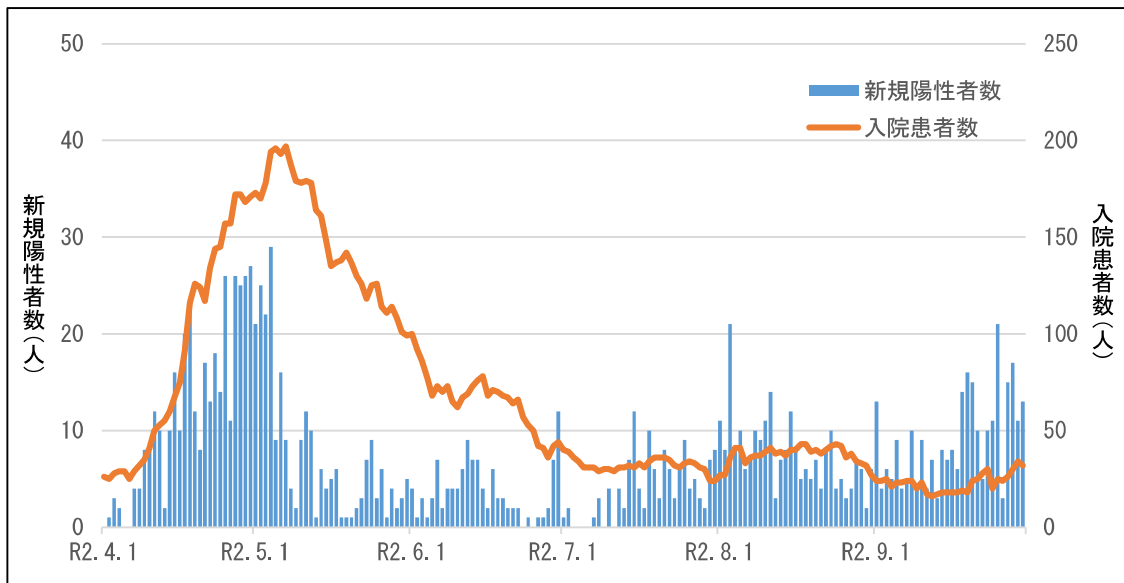
(4) 成果と課題

- 新型コロナウイルスに関する知見が少ない中、全庁体制を構築し、役割分担を行うことで、一層の流行拡大に対応することができた。一方で、感染症対策が長期間に渡ることを想定した持続可能な体制の構築が急務となった。
- 陽性者の発生を受け、検査・相談体制を迅速に構築することができた。一方で、更なる流行拡大に備えた医療提供体制の強化が急務となった。
- 流行拡大に伴い、市民・事業者が必要とする流行状況や支援制度の情報を様々な媒体を通じて発信する体制を構築することができた。

第2波（令和2年4月～9月）

(1) 市内の流行状況

- 令和2年4月上旬から複数の医療機関や介護施設での集団感染が確認され、第2波が発生。4月下旬には、第2波最大となる高齢者施設での集団感染が発生。
- 5月の大型連休後、新規陽性者数は落ち着いたものの、5月下旬からはスナックや喫茶店等での昼間のカラオケが感染経路と考えられる集団感染が、高齢者を中心に複数発生。
- 7月には、接待を伴う飲食店が感染経路と考えられる事例が発生したほか、いわゆる宅飲みやドライブ等共通した行動歴が見られる20～30歳代の陽性者数の割合が増加。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
新型コロナウイルス感染症対策集中対策期間 (4/8～4/16)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手洗いと咳エチケットの徹底 ○外出する際の3つの事項の確認 ①「体調は大丈夫ですか？風邪気味ではありませんか？」 ②「人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？」 ③「感染リスクを下げる方法をご存じですか？」 ○集団感染の要因となる三密を避ける取組の実施 <p>【市有施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の人が利用する施設を休館
緊急事態宣言 (4/17～5/25)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請 ○生活の維持に必要な場合を除く外出自粛・市外との不要不急の往来自粛 ○出勤時の「時差出勤」や「三密」の回避の徹底・「在宅勤務」の積極的な活用促進 ○クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店

	<p>等への外出自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の帰省や旅行等、他都府県への往来自粛、特に大型連休中における他都府県への往来自粛 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三密が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛 ○施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止 ○スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩等生活維持に必要な場合において、感染拡大防止対策の実施 <p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人と人との物理的な距離を保つ取組「ソーシャルディスタンス」を日々の行動において浸透させる <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休校 <p>【市有施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休館
<p>感染拡大防止に向けた「北海道」における取組 (5/25～5/31)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康の維持増進、生活の維持に必要な場合を除く外出・市外との不要不急の往来自粛 ○出勤時の「時差出勤」や「三密」の回避の徹底・「在宅勤務」の積極的な活用促進 ○クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 ○不要不急の帰省や旅行等、他都府県への往来自粛 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三密が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛 ○施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止 <p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人と人との物理的な距離を保つ取組「ソーシャルディスタンス」を日々の行動において浸透させる ○スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩等生活維持に必要な場合において、感染拡大防止対策の実施 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等を除き休校 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館
<p>「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく段階的緩和</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店・ライブハウス等の利用、他都府県との不要不急の往来、札幌との不要不急の往来について、慎重に対応 ○「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店、ライブハウス等の営業は慎重に対応 ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：100人以下・収容率50%、屋外：200人以下・十分な間隔）
<p>ステップ1 (6/1～6/18)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店、ライブハウス等の営業は慎重に対応 ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：100人以下・収容率50%、屋外：200人以下・十分な間隔）
<p>ステップ2 (6/19～7/9)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止

	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：1,000人以下・収容率50%、屋外：1,000人以下・十分な間隔）
ステップ3 (7/10～7/31)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインが策定済みの施設は「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：5,000人以下・収容率50%、屋外：5,000人以下・十分な間隔）
北海道スタイル集中 対策期間 (8/1～9/30)	<p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道スタイルの実践等、これまでの感染拡大防止の取組の再確認を依頼

(3) 市の対応

【庁内体制整備】

- 保健福祉局総務部内に設置していた「感染症対策室」を危機管理対策室（現、危機管理局）内に移管。
- 保健所内に「医療対策室」を設置し、専任の局長職、部長職等の配置、増員により人員体制を強化。

【医療提供体制】

- 第1 PCR検査センターを設置。
- すすきの地区に臨時的PCR検査センターを設置し、併せて店舗に出向いて検査を行う「出前型PCR検査」を開始。
- 道が設置した宿泊療養施設の運営を実施。
- 医療機関や高齢者施設等での集団感染の疑い事例発生時における、立ち入り調査（流行状況を正確・迅速に把握）の実施による早期介入と併せて、必要に応じ現地対策本部を設置し、感染拡大防止や早期収束に向けて支援を実施。
- 医療機関や高齢者施設等での集団感染発生時における医療従事者の不足に対応するため、医療従事者の人材調整機能（施設側と登録者のマッチングによる医療従事者の派遣）を整備。
- 医療機関向け院内感染対策セミナーや介護・障がい者支援施設向け研修会の開催や研修動画の周知、感染対策マニュアルの作成等を実施。
- 北海道と連携し、空床確保医療機関への補助のほか、入院・検査に係る設備整備や、院内感染防止対策に係る補助制度等を構築。
- 陽性患者や疑似症患者の入院受入補助や救急・周産期・小児のコロナ疑い患者を受け入れる医療機関に対する感染防止対策補助を新設。
- 回復期にある高齢患者の療養病棟を有する医療機関を確保。
- 医療用ガウンやサージカルマスク等の医療物資を調達し、医療機関や高齢者施設等への提供を開始。

- 「新型コロナウイルス札幌ささえあい基金」寄付の募集、医療物資の提供等、医療従事者及び医療提供体制の支援を実施。

【市民・事業者への協力要請等】

- 認可保育施設を通じ、保護者に対して登園自粛の要請や家庭保育の協力を依頼。
- 保育所等の感染拡大防止策を実施するため、マスクや消毒液の購入費用を補助。
- 障がい福祉サービス等事業所へ感染症対策の周知や注意喚起を実施。
- 障がい福祉サービス等事業所に対し、衛生用品の購入費や利用者の在宅就労等の推進に必要な経費を補助。
- 重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、介護事業所・介護施設へ感染症対策の周知や注意喚起。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や休業を余儀なくされた方の支援を目的とした「新型コロナ特別就業専門相談窓口」を就業サポートセンター内に開設したほか、座学研修及び職場実習、職業訓練を通じて再就職を支援する「さっぽろ雇用セーフティプロジェクト業務」を実施。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対し、経営相談や融資のための認定事務のほか、感染症予防や市税の納税猶予に係る相談を受け付ける事業者向けワンストップ相談窓口を開設。

【広報・情報発信】

- 「札幌市医療従事者応援プロジェクト」として、応援メッセージの募集・発信、市内8施設によるブルーライトアップを実施。
- 市公式ホームページに「新型コロナウイルス流行とこころの健康に関して」のページを立ち上げ、市民向けに、メンタルヘルスに関する情報提供や「心の健康づくり電話相談」の案内を掲載。
- 感染拡大予防と地域活動の両立を図るための「札幌市の地域活動ガイドライン」をまとめ、町内会へ配布するとともに、市公式ホームページに掲載。
- 北海道作成の「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」のピクトグラムをもとにした啓発ポスターを区役所等の公共施設に掲示。
- マスク着用を促すため、地下鉄駅構内、車内にて、ポスター掲示、ホーム案内表示器への表示、コンコース放送等の啓発を実施。
- 市長による啓発動画及び「新しい生活様式」の実践例を紹介する動画を作成し、Twitter（現、X）や大型ビジョン等で放映。
- 「新北海道スタイル」の実践や各場面での注意事項を効果的に分かりやすく周知することを目的に、地下鉄中吊り広告、WEB広告、市有施設やコンビニエンスストア店舗等へのポスター掲示等の手法による啓発キャンペーンを実施。
- 「さっぽろ子育て情報サイト」内に特設ページを作成し、外出自粛中の家での過ごし方や子育てに関する情報を掲載。
- 北海道の休業要請対象施設と国が集団感染発生施設として公表した施設を中心に、業種別の感染予防対策ガイドラインを作成。
- 商店街に加盟する事業者が新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでいただくため、

札幌狸小路商店街振興組合及び北24条商店街振興組合の協力のもと「商店街新型コロナウイルス感染防止対策事例集&手引き」を作成。

- すすきの観光協会による「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」の作成を支援
- 定山溪観光協会による「新北海道スタイル定山溪安心宣言」の策定や定山溪地区で取り組む事例集等を掲載した冊子の作成を支援。
- 外出自粛や小・中・高校等の一斉休業、公共施設の休止等、緊急に実施する対策を「北海道・札幌市緊急共同宣言」として発出。

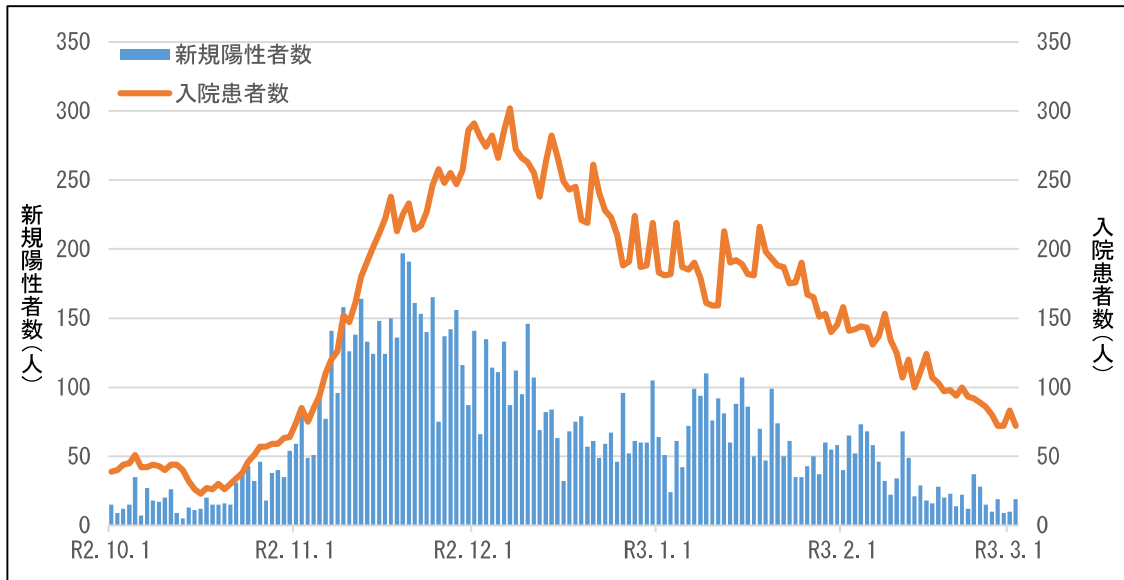
(4) 成果と課題

- 外出自粛要請や施設の休業等の強い行動制限を行い、結果として人流は抑制された。
- 集団感染が疑われる事例への早期介入や現地対策本部の設置により、リスクの高い医療機関や高齢者施設等における集団感染事例の早期収束に貢献した。
- 流行拡大時には、医療機関のひっ迫が見られたが、市内医療機関の協力等や、北海道との連携による宿泊療養施設の設置・運営等により、医療提供体制を強化することができた。
- 今後は冬に向けた流行状況の拡大や季節性インフルエンザの流行による発熱患者の増加を見据えた医療提供体制の整備が急務となった。

第3波（令和2年10月～令和3年3月）

(1) 市内の流行状況

- 令和2年10月下旬からは、すすきの地区を中心に陽性者数が急増し、第3波が発生した。
- 市内では、医療機関や高齢者施設等でのクラスターが発生し、市中での感染が増加した。
- 11月19日の新規陽性者数197人をピークに減少傾向となったが、年末年始にかけて一時的に陽性者数が高止まりとなった。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
集中対策期間 (10/28～11/10)	【市民】 ○体調不良時の外出自粛 ○飲酒を伴う場面等感染リスクを回避する行動の実践 ○高齢者・基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
警戒ステージ2 (10/28～11/10)	
警戒ステージ4相当 (11/17～11/26)	【市民】 ○体調不良時の外出自粛 ○飲酒を伴う場面等感染リスクを回避する行動の実践 ○高齢者・基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践 ○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛（22時～翌5時） 【事業者】 ○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時） ○新北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底
警戒ステージ3 (11/7～11/27)	【市民】 ○体調不良時の外出自粛 ○飲酒を伴う場面等感染リスクを回避する行動の実践 ○高齢者・基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践

	<p>○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p>
警戒ステージ4相当 (11/28～12/11)	<p>【市民】</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○市内の接待飲食店の利用自粛</p> <p>○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店の休業</p> <p>○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p>
警戒ステージ4相当 (12/12～1/15)	<p>【市民】</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○5人以上・2時間以上の飲食自粛</p> <p>○市内の接待飲食店の利用自粛</p> <p>○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛(22時～翌5時)</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店の休業</p> <p>○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p> <p>○年末年始における挨拶回りを控える</p>
警戒ステージ4相当 (12/26～1/15)	<p>【市民】</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○5人以上・2時間以上の飲食自粛</p> <p>○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛（1/7～）</p> <p>○市内の接待飲食店の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p> <p>○年末年始の挨拶回りを控える</p>
警戒ステージ4相当 (1/16～2/15)	<p>【市民】</p> <p>○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○同居していない人との飲食自粛</p> <p>○市内の接待飲食店、すすきの地区の飲食店等の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店、すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p>
警戒ステージ4相当 (2/16～2/28)	<p>【市民】</p> <p>○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛・市外との往来</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○同居していない人との飲食自粛 ○市内の飲食店等の利用自粛（22時～翌5時） <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内の飲食店等の営業時間短縮等（22時～翌5時） ○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底
警戒ステージ3 (3/1～3/7)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛 ○同居していない人との飲食自粛 ○人事異動や入社・入学に伴う人の移動による感染拡大防止のための取組を推進
北海道スタイル集中対策期間（8/1～9/30）	<p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道スタイルの実践等、これまでの感染拡大防止の取組の再確認を依頼

(3) 市の対応

【医療提供体制】

- 救急安心センターさっぽろ（#7119）の人員体制を増強。
- 発熱外来の運用を開始。
- 他自治体の保健師等の受入により保健所体制を強化。
- PCR検査センター等の機能拡充による積極的検査を実施。
- 第2 PCR検査センターを開設。
- クラスターが発生した医療機関や高齢者施設等で現地対策本部を設置したほか、施設職員に対する感染管理や対策等の直接指導・助言を実施。
- 重症化リスクの高い方が多くいる福祉施設（入所型高齢者施設等）の重点的なPCR検査を実施。
- 療養病床を持つ医療機関従事者等、福祉施設従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施。

【ワクチン接種】

- ワクチン接種事業の体制整備を開始。

【市民・事業者への協力要請等】

- 接待飲食店従業員が毎週1回程度のPCR検査を受検する費用を支援。
- 接待飲食店のうち定期的なPCR検査に協力している店舗において陽性者が出た場合、店舗消毒等の費用を支援。
- 手引書に沿った対策を実践している接待飲食店事業者に対して、実践ステッカーの交付や、感染防止対策助成金を支給。
- すすきの地区接待飲食店等を戸別訪問し、営業時短等の協力を要請。
- すすきの地区にて広報車を巡回し、営業時短等を周知啓発。
- 接客ルールや定期的なPCR検査の受検等の内容を盛り込んだ接待飲食店向けの手引書を作成。
- すすきの地区新型コロナ対策勉強会、すすきの地区新型コロナ対策研修会を開催。
- ハロウィンイベント実施店舗への注意喚起を実施。
- 「接待を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく感染

- 症対策を実践する店舗への助成金の申請を受付。
- テレワーク等導入補助金3次募集を実施。
- テレワーク導入支援窓口による出張相談会を開催。
- テレワーク導入に係る個別企業への専門家派遣を実施。
- ワークフェスさっぽろテレワークコーナーを開催。
- 若年層向け4コマ漫画による感染防止策を発信。
- 区役所窓口における転入者に対するポスター及びチラシによる感染防止対策の注意喚起を実施。
- 大晦日における地下鉄の終電の延長運転を中止。
- 地下鉄、路面電車車内の抗ウイルス・抗菌加工・地下鉄改札機のICカードタッチ部、券売機・精算機のタッチパネル部に抗ウイルス・抗菌性能のあるフィルム貼付を実施。
- 集団感染事例の発生等、陽性者が増加傾向にある保育所、中学校、高校に向けた注意喚起の文書を送付。
- 区役所戸籍住民課の窓口およびマイナポイント支援窓口の休日開庁・夜間延長による混雑緩和対策を実施。
- 町内会等の地域活動団体に対する感染防止対策の徹底を呼び掛ける注意喚起文を送付。

【広報、情報発信】

- 医療従事者等への感謝を表す札幌市時計台等のブルーライトアップを実施。
- 「医者の日：3月30日」に合わせた医療従事者等への感謝を表すブルーライトアップの実施。
- すすきの地区の工事仮囲いやコンビニ等に啓発ポスターを掲出。
- すすきの地区店舗実務者との意見交換会を開催。
- 国立感染症研究所のすすきの観光協会向け講話の実施。
- すすきの情報のフリーペーパーにPCR受検勧奨広告を掲載。
- 札幌薄野ビルディング協会を通じ、協会員へPCR受検勧奨チラシを配布。
- 感染症関連情報誌(ススキノかわら版)を発行(すすきの地区)。
- すすきの観光協会と連携した感染事例等の情報を発信。
- 小中高校等や各区役所に差別偏見防止啓発ポスターを掲出。
- さっぽろまちづくりパートナー協定企業を通じて、差別偏見防止啓発チラシを配布・掲示。
- 北海道日本ハムファイターズと連携した差別偏見防止等の啓発を実施。
- 市公式Twitter(現、X)・LINE・テレビCM・新聞広告等で注意喚起を発信。
- 札幌駅前通りの地下街出入口、札幌駅前通地下歩行空間で予防意識啓発のポスターを掲示。
- 部活動や寮等における感染対策事例集を作成し、市内学校及びスポーツ団体等へ周知。

(4) 成果と課題

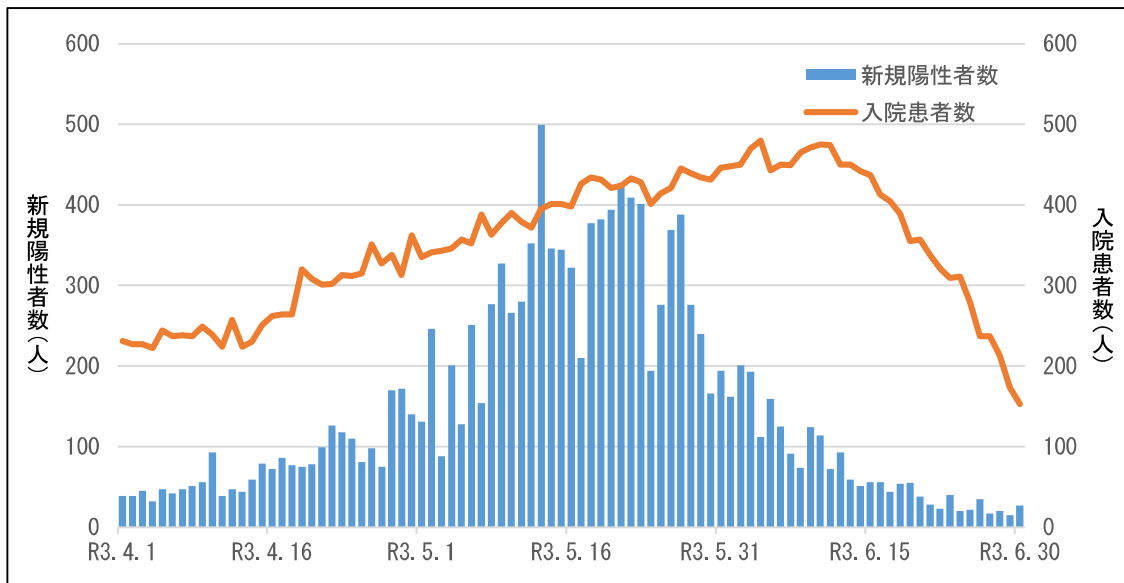
- 外出自粛の呼びかけや飲食店への時短・休業等の強い行動制限等を行い、結果として人流は抑制されたが、市民や事業者には長期間にわたり協力を求めることとなった。

○感染の再拡大に備え、医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の体制構築が急務となった。

第4波（令和3年4月～6月）

(1) 市内の流行状況

- 高齢者が多く参加する集会等でのアルファ株によるクラスターが発生。その後、新規陽性者数が増加し、第4波が発生。
- 幅広い年代に流行が拡大したほか、医療機関や高齢者施設、障がい者施設、職場、学校、保育施設等でクラスターが発生した。
- 新規陽性者数の増加や医療機関でのクラスター発生により、病床がひっ迫する等医療提供体制への負荷がかかった。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
感染の再拡大防止に向けた取組 (3/8～5/8)	【市民】 ○感染防止行動の実践 【事業者】 ○業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践、テレワークや時差出勤の推進等
札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策 (4/24～5/8)	【市民】 ○不要不急の外出自粛等 【事業者】 ○飲食店等の営業時間（5時～21時）、酒類提供時間（5時～20時）の短縮 ○テレワークや時差出勤の徹底（目標：6割）等 【学校】 ○学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 【公共施設】 ○一部夜間休館や利用制限等
まん延防止等重点措置 (5/9～5/15)	【市民】 ○不要不急の外出自粛、市外との不要不急の往来自粛等

	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）、酒類提供の自粛等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人、収容率：大声有50%、大声無100%等） ○大規模商業施設等への営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館
<p>緊急事態宣言 (5/16～6/20)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出（20時以降、日中、週末）、不要不急の都道府県間（特に緊急事態措置区域）との往来自粛等 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業、その他の飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人かつ収容率：50%等） ○大規模商業施設等への休業・営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館
<p>まん延防止等重点措置 (6/21～7/11)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出（日中、週末）、不要不急の都道府県間（特に緊急事態措置区域）との往来自粛等 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）、酒類提供の自粛（一定の要件を満たせば、11時～19時は酒類提供可）等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人、収容率：大声有50%、大声無100%等） ○大規模商業施設等への営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館

(3) 市の対応

【医療提供体制の拡充】

- 検査体制の強化
 - ・療養型医療機関への予防的スクリーニング検査を拡充。
 - ・店舗型PCR検査受付システムの運用を開始。
 - ・変異株（デルタ株）スクリーニング検査を開始。
 - ・検査体制の更なる強化のため第3 PCR検査センターを開設。
- 医療提供体制の整備
 - ・医師看護師向け介護施設クラスター研修を開催。
 - ・入院調整が整うまで一時的に陽性患者を受け入れる入院待機ステーションを開設。
 - ・夜間の陽性者受入体制強化のため、医療機関の輪番制を開始。
 - ・区感染症対策室を設置し、疫学調査や自宅療養者の健康観察を実施。
 - ・在宅酸素等の医療を必要とする自宅療養者に対する往診・訪問診療を開始。
 - ・自宅療養者への薬の処方、パルスオキシメーター貸与を拡充。
 - ・医療従事者の心のケアや職務環境改善を支援。

【ワクチン接種の促進】

- 接種体制の整備
 - ・高齢者施設でのワクチン接種を開始。
 - ・集団接種会場「札幌エルプラザ」「札幌パークホテル」にて高齢者（75歳以上）の方への優先接種（ファイザー社製）を開始。
 - ・65～74歳の方への集団接種、高齢者施設等への巡回接種を開始。
 - ・「北海道ワクチン接種センター」（ホテルエミシア札幌：北海道開設）にて集団接種（武田/モデルナ社製）を開始。
 - ・「札幌市医師会館」にて集団接種（ファイザー社製）を開始。
 - ・「札幌コンベンションセンター」にて集団接種（武田/モデルナ社製）を開始。
 - ・市立札幌病院での土日診療時間外のワクチン接種を実施。
 - ・基礎疾患を有する方への接種を開始。
- 情報発信
 - ・ワクチン接種に係る情報を集約したポータルサイト及びLINE公式アカウントにワクチン接種に係るメニューを開設。

【市民・事業者への協力要請等】

- 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限、豊平川河川敷でのバーベキュー利用及び各公園炊事広場の利用を中止。
- 市営地下鉄・路面電車の終電繰上げの実施（終電時刻30分繰上げ、運休便数各線3便）。
- 市有施設の原則休館。
- 主要観光施設のライトアップや繁華街の屋外広告等の夜間消灯の協力を依頼。
- 飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認を実施。
- テレワーク推進サポートセンターの開設。
- 乗合バス事業者及びタクシー事業者に対する感染防止対策に係る支援金を支給。

- 市立小中学校において、登校不安の軽減に向け自宅での学習を可能にする取組を強化。
- 市内事業者向けに主な支援策に関するリーフレットを作成。
- 大学等の課外活動における感染症対策への補助制度を開始。

【広報、情報発信】

- 市長から市民の皆さまへのビデオメッセージを发出。
- 北海道知事、札幌市長、北海道医師会会長、札幌市医師会会長、北海道病院協会理事長、北海道看護協会会長と連名で、医療従事者からの緊急メッセージを发出。
- 北海道知事、札幌市長と連名で「ゴールデンウィーク」緊急メッセージを发出。
- 北海道知事、札幌市長、札幌市医師会会長、北海道医師会会長、北海道病院協会理事長、全日本病院協会北海道支部長、日本病院会北海道ブロック支部長、日本社会医療法人協議会北海道支部長、北海道看護協会会長と連名で、「札幌市医療非常事態宣言」を发出。
- 市内町内会や経済団体、各大学、短期大学等に対して文書を送付し、感染対策に係る注意喚起を実施。
- 市内各大学及び短期大学とオンライン会議を実施し、流行状況に関する情報提供や各大学・短期大学で実施している感染症対策等の意見交換を実施。
- 広報車の巡回や民間事業者の放送設備による外出自粛等に係る注意喚起を実施。
- 大通公園・創成川公園における集団での飲酒自粛等の声掛けを実施。
- 北海道日本ハムファイターズとの協力による差別偏見防止や感染防止啓発を実施。
- 緊急事態宣言の発令、外出自粛、市役所・区役所・市税事務所への来庁自粛の呼びかけ、来庁せずに可能な手続き等について、市公式ホームページ、チラシ・ポスター、大型ビジョン、文字放送等で情報を発信。
- キャンドルナイト×ブルーライトアップの取組（ステイホーム）を実施。
- 地下鉄駅の路面広告等やWEB広告での感染対策について注意喚起。

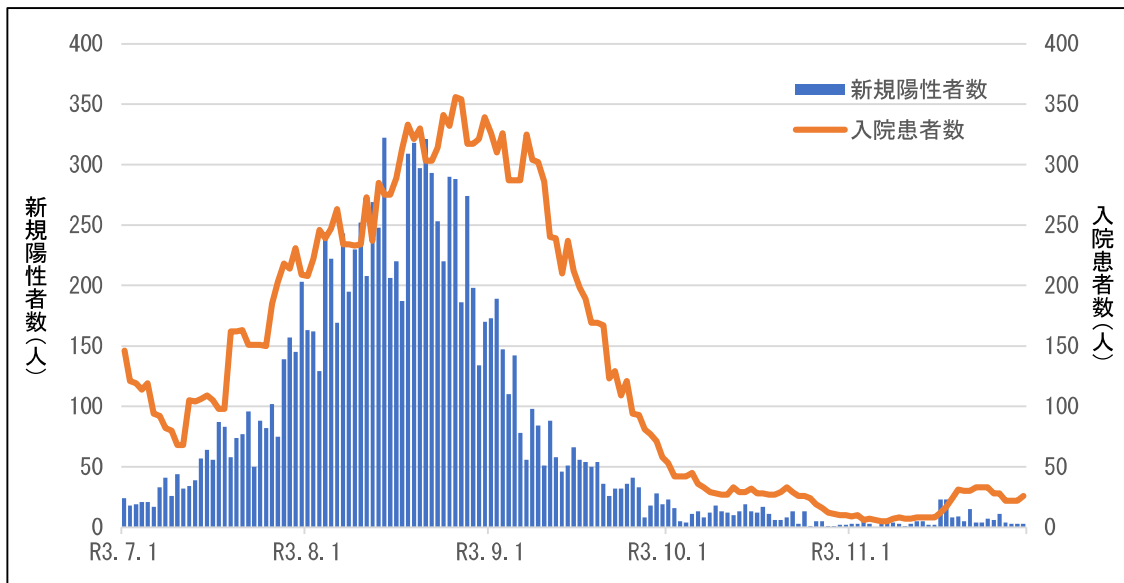
(4) 成果と課題

- アルファ株の影響により市内でも流行が拡大したことを受け、外出自粛の呼びかけや施設の休業等の強い行動制限等を行い、結果として人流は抑制された。
- 流行拡大に伴う入院患者の増加により医療提供体制に求められる業務量が著しく増加したが、入院待機ステーションの整備や区感染症対策室の開設等、体制を強化することにより、負荷の軽減に努め、対応した。
- 今後、より病原性の高いウイルスによる流行の拡大に備えるため、医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の促進が急務となった。

第5波（令和3年7月～12月）

(1) 市内の流行状況

- 令和3年7月中旬からデルタ株による陽性者が市内で増加し、第5波が発生した。
- 職場や家庭内での感染が多くみられたほか、学校や飲食店等多くの人が集まる状況での感染事例が発生した。
- 50歳以下の年齢層の患者の割合が第4波までと比較して高まったが、一方でワクチンの接種が先行して進んでいた高齢者層の陽性者の割合は低下した。
- 8月下旬以降は、新規陽性者数は減少。その後、流行が落ち着いた期間が継続した。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
まん延防止等重点措置 (6/21～7/11)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出（日中、週末）、不要不急の都道府県間（特に緊急事態措置区域）との往来自粛等 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）、酒類提供の自粛（一定の要件を満たせば、11時～19時は酒類提供可）等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人、収容率：大声有50%、大声無100%等） ○大規模商業施設等への営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館

<p>夏の再拡大防止特別対策 (7/12～8/1)</p>	<p>【市民】 ○感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出、市外との往来自粛等</p> <p>【事業者】 ○テレワークや時差出勤等による人と人との接触機会低減</p> <p>【学校】 ○部活動における感染防止対策の徹底 ○各競技団体ガイドラインに基づかない対外試合等の自粛(7/26～)</p> <p>【公共施設】 ○感染防止対策の徹底 ○市民の健康維持・子どもの健全な成長促進に必要な施設を除き原則休館(7/26～)</p>
<p>重点地域 (7/12～8/1)</p>	<p>【事業者】 ○飲食店等の営業時間(5時～21時)、酒類提供時間(11時～20時)の短縮 ※酒類提供について、利用者4人以内、アクリル板設置等の一定の要件有(7/26～)</p> <p>○イベント開催制限(人数上限:5,000人以下または収容人数50%(10,000人以内)、収容率:大声有50%・無100%、営業時間:21時まで) ※全国的な移動が見込まれるイベントは慎重に開催を判断(7/26～)</p> <p>○主要観光施設のライトアップや繁華街の屋外広告等の夜間消灯(21時以降)</p>
<p>まん延防止等重点措置 (8/2～8/26)</p>	<p>【市民】 ○日中を含めた不要不急の外出(特に週末)・都道府県間の移動・路上、公園等における集団での飲酒等の自粛等</p> <p>【事業者】 ○テレワーク等による出勤者数の7割削減・接触機会の低減に向けたローテーション勤務等の推進 ○飲食店等における営業時間の短縮(5時～20時)、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛 ○飲食店等以外の施設への要請 ・大規模小売店、百貨店、パチンコ屋等(営業時間:20時まで、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛) ・劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等(営業時間:20時まで(イベント開催:21時まで)、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛、人数上限:5,000人以下、収容率大声有50%(大声無100%)以内) ○イベント開催制限(人数上限:5,000人以下、収容率:大声有50%、大声無100%以内、営業時間:21時まで) ○主要観光施設等のライトアップや繁華街屋外広告の20時以降の夜間消灯</p> <p>【交通】 ○市営交通における終電の繰り上げ ○主要ターミナルにおける検温の実施</p> <p>【学校】 ○学校行事を中止・延期・縮小</p> <p>【公共施設】</p>

<p>緊急事態宣言 (8/27～9/30)</p>	<p>○原則休館</p> <p>【市民】 ○日中を含めた不要不急の外出(特に20時以降、週末)・都道府県間の移動・路上、公園等における集団での飲酒等の自粛</p> <p>【事業者】 ○在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇の取得促進等による出勤者数の7割削減・20時以降の勤務抑制、時差出勤等による接触機会低減の強力な推進</p> <p>○飲食店等への営業時間短縮等 ・酒類(店内持込含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店の休業 ・上記以外の飲食店の営業時間：5時～20時</p> <p>○飲食店等以外の施設への要請 ・大規模小売店、百貨店、パチンコ屋等(営業時間：5時～20時、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛、土日におけるセールや集客イベントの自粛(1,000㎡超の施設)) ・劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等(営業時間：5時～20時(イベント開催：21時まで)、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛、5,000人以下かつ収容率50%)</p> <p>○イベント開催制限(人数上限：5,000人以下かつ収容率：50%、営業時間：21時まで)</p> <p>○主要観光施設等のライトアップや繁華街屋外広告の20時以降の夜間消灯</p> <p>【交通】 ○市営交通における終電の繰り上げ、主要ターミナルにおける検温の実施</p> <p>【学校】 ○部活動の原則休止、学校行事の中止・延期・縮小</p> <p>【公共施設】 ○原則休館</p>
<p>秋の感染再拡大防止特別対策 (10/1～10/31)</p>	<p>【市民】 ○感染リスクを回避できない場合、市外との不要不急の往来自粛(10/1～10/14)</p> <p>【事業者】 ○飲食店等への要請 営業時間5時～20時(酒類提供は19時30分まで) ただし、第三者認証店は営業時間5～21時(種類提供は20時まで)(10/1～10/14) ・同一グループの同一テーブルへの案内は4人以内</p> <p>○イベント開催についての要請(人数上限：5,000人以下または収容人数50%(10,000人以内)、収容率：大声有50%・大声無100%以内)</p> <p>【学校】 ○部活動における感染防止対策の徹底</p>
<p>冬の感染拡大防止に向けて (11/1～11/29)</p>	<p>【市民】 ○三密の回避や人と人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気といった基本的な感染防止行動の実践</p> <p>【事業者】 ○飲食店等における第三者認証制度の認証の取得</p>

	<p>○イベント開催制限（人数上限：5,000人以下または収容人数50%、収容率：大声有50%・大声無100%以内）</p> <p>【学校】</p> <p>○全ての教育活動における感染防止の取組の実施</p>
<p>年末年始における感染拡大防止に向けて (11/30～1/6)</p>	<p>【市民】</p> <p>○三密の回避や人と人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気といった基本的な感染防止行動の実践</p> <p>【事業者】</p> <p>○飲食店等における第三者認証制度の認証の取得</p> <p>○イベント開催制限（人数上限：5,000人以下または収容人数50%、収容率：大声有50%・大声無100%以内）</p> <p>※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内）</p> <p>【学校】</p> <p>○全ての教育活動における感染防止の取組の実施</p>

(3) 市の対応

【医療提供体制の拡充】

- 妊婦の陽性患者への医療提供体制（入院対応と外来診察）を整備。
- 自宅療養者の外来診療や入院受入待ちのため第2入院待機ステーションを開設。
- 医療機関における抗体カクテル療法の集中的投与体制を整備。
- 区感染症対策室の業務を再開。
- 第5波の医療提供体制に係る重点医療機関向けWEB会議を実施。
- 抗体カクテル療法の体制整備・自宅療養者の外来診療実施のため第1入院待機ステーションを再開。
- 精神科の陽性患者への医療提供体制を整備。
- 重点医療機関での中和抗体薬投与体制を再整備。
- 高齢者入所施設・介護施設等に対し、クラスター発生防止を目的とした新型コロナウイルス感染症対策訪問支援事業を実施。
- 第4・5波の医療提供体制強化の変遷や高齢者ワクチン効果等のデータを重点医療機関等へ情報共有。

【ワクチン接種の促進】

- 基礎疾患を有する方のワクチン接種を開始。
- 職域接種の制度を活用してワクチン接種会場を設置する中小企業者等に対する新たな資金制度を創設。
- 15歳以上を対象にワクチン接種に係るインターネットアンケートの実施。
- すすきの地区での職域接種に先立ち、ワクチンに関する相談会やセミナーを実施。
- 優先接種対象者のワクチン接種を開始。
- ワクチン一般接種を開始。
- ワクチン集団接種会場（4か所目）を開設。
- 各区民センターでの集団接種会場を開設。
- 12～64歳のワクチン集団接種を開始。

- 妊娠中の方のワクチン優先接種を実施。
- 札幌コンベンションセンター会場での予約なしワクチン接種を実施。
- ワクチン接種を促進するため、ワクチン未接種者へ文書を発送。
- 札幌パークホテル会場での金曜日夜間の最終受付時間を延長。

【市民・事業者への協力要請等】

- 市内においてコールセンター業務を行う事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策訪問支援事業の実施。
- 市テレワーク導入補助金いまずぐテレワーク特例枠受付を実施。
- 市テレワーク導入補助金第2期受付を実施。
- 北海道とともに営業時間短縮・休業要請に伴う市内飲食店等への見回り・行政指導を実施。
- 市有施設における感染防止対策の徹底。
- 市有施設の原則休館（市民の健康維持・子どもの健全な成長促進に特に必要な施設を除く）。
- 市有施設の原則休館（市民生活に極めて重大な支障が生じる施設、予約済みで延期等が極めて困難な場合を除く）。
- 市営地下鉄、路面電車の終電繰り上げ実施。
- 経済団体等に対し、市内事業者へ感染防止対策の徹底等について周知するよう要請。
- 市内大学・短期大学に対して感染防止対策の徹底や学生に向けた注意喚起を要請。
- 職場での陽性者の発生に備えた平時からの準備について周知。

【広報・情報発信】

- 緊急事態宣言に係る注意喚起についてポスターを地下鉄大通駅に掲出。
- すすきの地区の民間事業者の放送設備にて、感染防止の啓発等を実施。
- チ・カ・ホ大型ビジョンでの、「緊急事態宣言」、「緊急事態解除後の注意喚起」、「まん延防止等重点措置」、「秋の再拡大防止特別対策」、「再拡大防止」に係る市長メッセージ動画、差別・偏見の撲滅を訴える動画等を放映。
- 出勤者数削減等の感染防止の取組に関し、経済界、北海道知事、市長によるオンライン懇談会を実施。
- 政府が実施する空港における無料PCR・抗原検査を周知。
- 大通公園・創成川公園における巡回・声かけ・電光掲示板設置・園内放送による外飲み自粛の注意喚起を実施。
- 日本郵便と連携し、市内小学生が作成した絵手紙の応援メッセージを医療機関に届ける取組を実施。
- 経済団体等に対し流行状況を情報提供し、感染防止対策の徹底や市内事業者へ感染防止対策の徹底、ワクチン接種等についての周知を要請。
- イオン北海道及び郵便局へ、警戒継続の注意喚起に係るポスター掲出を依頼。
- 飲食時以外のマスク着用（マスク飲食）呼び掛けのため、飲食店向けに卓上ミラー付き啓発POPを配布。
- ハロウィーンにおける街頭啓発を実施。

- 「いい医療の日：11月1日」における医療従事者等への感謝と応援として、市内各所におけるブルーライトアップと大通駅SAPPORO SNOW VISIONによるPR映像の放映を実施。

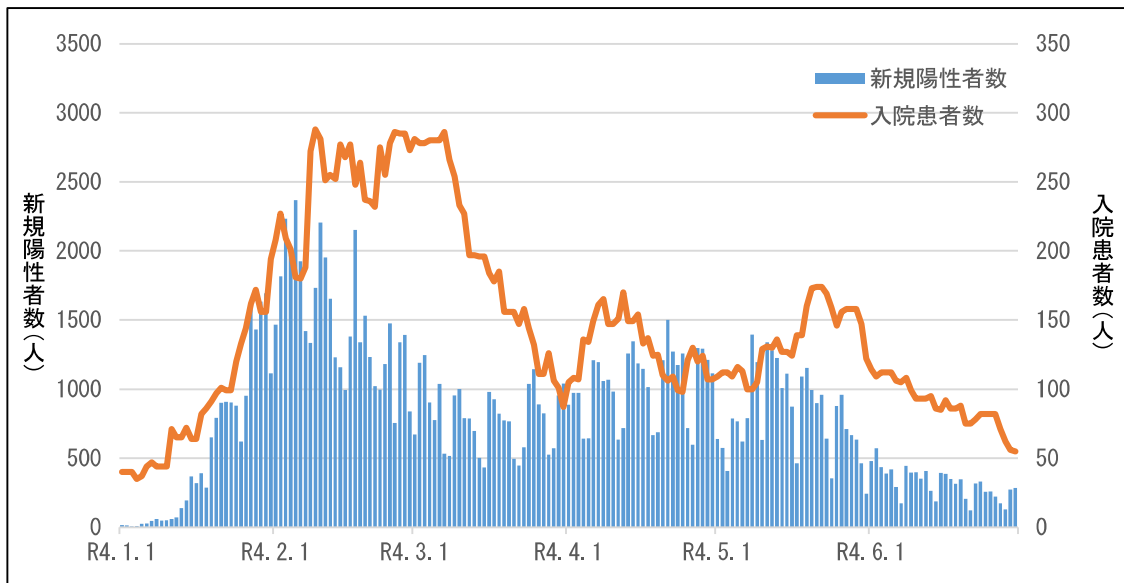
(4) 成果と課題

- デルタ株の影響により、他都市では過去最大規模の流行拡大となった中、強い行動制限を早期に実施し、結果として人流は抑制された。
- 医療提供体制の強化を行った結果、第4波で生じたような医療のひっ迫には至らなかった。
- 今後、より強毒化したウイルスによる流行の拡大に備えるため、外来診療体制の整備や民間の医療機関での対応等、医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の促進が急務であった。

第6波（令和4年1月～6月）

(1) 市内の流行状況

- 令和4年1月4日に市内への帰省者からオミクロン株を検出。その後、若年層を中心とした急速な流行拡大が見られ、同年1月からオミクロン株による第6波が発生した。
- 1月下旬以降は、高齢者や10代以下の感染割合が増加。学校や医療機関、高齢者施設等での集団感染が多数見られた。
- 新規陽性者数は3月下旬以降緩やかな上昇に転じたが、5月中旬から6月下旬までの間は減少傾向となった。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
冬期間における感染拡大防止に向けて (1/7～1/26)	【市民】 ○三密回避や人と人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気等の基本的感染防止行動の実践 ○感染に不安を感じる無症状の方は検査を受検 【事業者】 ○飲食店等における第三者認証制度の認証の取得 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人以下または収容人数50%、収容率：大声有50%・大声無100%以内） ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率：100%以内） 【学校】 ○全ての教育活動における感染防止の取組の実施
まん延防止等重点措置 (1/27～3/21)	【市民】 ○不要不急の都道府県間の移動の自粛、感染に不安を感じる無症状の方は検査を受検 【事業者】 ○飲食店等への要請

	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者認証店 <ul style="list-style-type: none"> ①営業時間 5 時～21 時、酒類提供 11 時～20 時 ②営業時間 5 時～20 時、酒類提供を行わない ・その他の店 <ul style="list-style-type: none"> 営業時間 5 時～20 時、酒類提供を行わない ・同一グループの同一テーブルへの案内は 4 人以内 ○イベント開催制限(人数上限：5,000 人以下、収容率：大声有 50%・大声無 100%以内) ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：20,000 人以下、収容率：100%以内） <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 21 時まで、酒類提供 20 時まで ○飲食店以外の施設（特に大規模な集客） <ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理、感染対策実施しない者の入場禁止等 ・カラオケ設備利用時の換気等の感染対策の徹底 ○テレワークの活用や休暇取得、時差出勤等の促進 ○BCP の点検・策定等、事業継続のための準備 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討 ○部活動は活動を厳選し感染対策を徹底
<p>年度末、年度始めにおける再拡大防止対策 (3/22～4/17)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三密回避や人と人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気といった基本的な感染防止行動の実践 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000 人または収容定員 50%、収容率：大声有 50%、大声無 100%）の要請 ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率 100% 以内） <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン 3 回目接種等が進むよう配慮 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底
<p>春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い (4/18～5/26)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3 つの行動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ①普段から、三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底 ②飲食では、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用 ③感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000 人または収容定員 50%、収容率：大声有 50%、大声無 100%）の要請 ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率 100% 以内） <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン 3 回目

	<p>接種等が進むよう配慮</p> <p>【学校】 ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底</p>
<p>感染拡大防止に向けた 道民の皆様へのお願い (5/27～8/9)</p>	<p>【市民】 ○3つの行動の実践 ①普段から、三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底 ②飲食では、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用 ③感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検</p> <p>【事業者】 ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守、イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%）の要請 ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内）</p> <p>【保育所・高齢者施設等】 ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮</p> <p>【学校】 ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底</p>

(3) 市の対応

【医療提供体制】

- 積極的疫学調査の対象施設を医療機関や高齢者施設等へ重点化。
- 区感染症対策室を再設置し、自宅療養者の健康観察業務等を実施。
- 陽性者の同居者に限り、濃厚接触者が有症状となった場合、医療機関の医師の判断で検査を行わず臨床症状で診断が可能となる「みなし陽性」を導入。
- ホームページ上で質問に答えることで適切な受診先等を確認できる「WEB7119」を開設。
- 高齢者施設等職員向けにスクリーニング検査を実施。
- 診療・検査体制を拡充するため、発熱外来の追加募集を実施。
- 陽性が判明者への告知の連絡から療養方法の判定までを円滑に進めるための療養判定アプリ「こくちまる」を導入。
- 自宅療養者の救急診療や入院待機に伴う医療提供のため第3入院待機ステーションを開設。
- 濃厚接触者等に指定された保育士の早期職場復帰の支援として、保育士向け抗原定性検査無料検査所を設置。
- 有症状で低リスク者を対象に、医療機関等で外来診療前に抗原検査キットを配付する事業を実施。
- 体調不良となった高齢者施設利用者等を対象に使用する抗原検査キットを配付する事業を実施。
- 陽性となった市民が、自ら症状等を入力することで、保健所からの連絡を待つことなく、

- すみやかに療養判定ができる「療養判定サイト」を開設。
- 検査キットの写真、本人情報や健康状態等、登録された情報をもとに電子メールで療養方法等を通知する「陽性者登録センター」を開設。
 - 体調面に不安を感じる自宅療養者の健康相談等に対応できる電話相談窓口「陽性者サポートセンター」を開設。
 - 夜間急病センターにおいて小児のコロナ陽性患者の救急外来受入を開始。
 - 軽症者向けに薬局から抗原検査キットを配付する事業を開始。
 - 入院待機ステーションにおいて陽性者外来診療を開始。

【ワクチン接種】

- 追加接種について、2回目からの接種間隔を前倒し（8か月→6か月）。
- 集団接種会場「各区民センター会場」、「札幌サンプラザ会場」にて追加接種開始。
- 接種券が届いていない方等への接種（接種券なし接種）の実施。
- 5～11歳の方への1、2回目接種の開始。
- 集団接種会場「札幌サンプラザ会場」、「各区民センター会場」にて予約なしの接種開始。
- 集団接種会場「札幌エルプラザ会場」にて12～17歳の追加接種開始。
- 医療機関及び集団接種会場への来場が難しい個人、小中規模団体を対象とした訪問接種事業開始。
- 集団接種会場「札幌市医師会館」、「各区民センター」、「札幌サンプラザ」において、企業や大学等を対象とした団体接種の申込受付を開始。
- 集団接種会場「札幌サンプラザ会場」にて接種券なし接種を開始。
- 集団接種会場「札幌グランドホテル」にて3回目接種開始、札幌駅前通地下歩行空間に「予約なし接種特設窓口」を開設。
- 集団接種会場「各区民センター（北区を除く）」、「札幌サンプラザ」、「札幌市医師会」において4回目接種を開始。
- 集団接種会場「札幌エルプラザ」にて18歳以上の3回目接種を開始。
- 1、2回目に職域接種を実施し、3回目未実施の企業・団体に北海道と連名で新型コロナウイルスワクチン訪問接種事業のお知らせを通知。

【市民・事業者への協力要請等】

- 「まん延防止等重点措置」、「年度末、年度初めにおける再拡大防止対策」、「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」に伴い、市内大学・短期大学・経済団体等に対して、流行状況の情報提供、感染防止対策の周知・徹底を要請。
- 花見期間中、円山公園の火気使用エリア設定中止及び開花エリアでのシートを広げての飲食・宴会自粛を要請。
- 平岡公園の梅まつり中止及び宴会自粛要請。
- 市長のTV出演により市民への感染対策実施を呼びかけ。
- 市長記者会見で市民への感染対策実施を呼びかけ。
- 市長メッセージ動画により市民への感染対策実施を呼びかけ。

【広報・情報発信】

- 市公式ホームページにて発熱外来の当日の受付状況を公表開始。

- 「道内初の新型コロナ患者発症の日：1月22日」における医療従事者等への感謝と応援の啓発として、市内各所におけるブルーライトアップ、市長からのメッセージ発信を実施。
- 「まん延防止等重点措置」、「まん延防止等重点措置解除後の再拡大防止対策」、「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」についてチ・カ・ホ大型ビジョン等で啓発。
- すすきの地区における民間事業者の放送設備にて、感染防止の啓発等について呼び掛けを実施。
- 関係団体協力の下、広報車の巡回による感染防止等の注意喚起を実施。
- 北海道芸術デザイン専門学校と制作した感染対策に係る若年層向け啓発映像を市公式ホームページで公開し、チ・カ・ホ大型ビジョン等で放映。
- 「医者の日：3月30日」における医療従事者等への感謝と応援の啓発として、市内各所でのブルーライトアップ、市長からのメッセージ発信を実施。
- ワクチンの接種について大型ビジョンで啓発。
- 「看護の日：5月12日」における医療従事者等のエッセンシャルワーカーへの感謝と応援の啓発として、市内各所におけるブルーライトアップを実施。
- 北海道と共同で地下鉄中吊りにワクチン接種の啓発広告を掲出。
- 北海道日本ハムファイターズと連携した「エッセンシャルワーカーへの感謝応援キャンペーン」として、啓発ポスターや動画を作成し、チ・カ・ホの柱巻き広告や、区役所、地下鉄駅構内等、市内各所に掲出。
- YouTubeにて、専門家によるワクチン解説動画を配信。
- 北海道新聞紙面に4回目接種に係る手続きを説明する広告を掲出。
- 市内のワクチン接種実施医療機関に4回目接種における手続きを説明するポスターの掲示を依頼。
- 訪日旅行再開に併せ、旅行業者、観光事業者に向けた情報を市公式ホームページで発信。
- 地下鉄中吊り、北海道中央バスのバス車内に4回目接種に係る手続きを説明する広告を掲出。

(4) 成果と課題

- オミクロン株により、かつてない規模の流行の拡大が生じ、疫学調査の重点化や自宅療養の拡大といった医療提供体制の見直しを行い、保健所の業務ひっ迫、崩壊を防ぐことができたが、陽性者を自宅療養へ導く保健所・医療提供体制の構築が急務となった。
- ウイルスの弱毒化に伴い、今後は感染対策を講じながらイベントを再開する等、日常生活回復に向けた取組が可能な状況となった。